

県立新津南高等学校長 様

県立新津南高等学校

年 組 番

生徒氏名

療養解除届

上記の者は、以下により療養等をしておりましたが、出席停止期間を経過しましたので本届を提出します。

該当に○	病 名	出席停止期間の基準
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで

発症日	令和 年 月 日
インフルエンザ： 解熱した日 *インフルエンザの場合に記入	令和 年 月 日
新型コロナウイルス感染症： 症状が軽快した日 *新型コロナウイルス感染症の場合に記入	令和 年 月 日
登校開始日	令和 年 月 日

令和 年 月 日

保護者等氏名

保護者等の方へ

- インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法施行規則により出席停止期間の基準が定められています。この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。(ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。)
- 出席停止期間の数え方については裏面を参考にしてください。
- 本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。
- 療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。

〈出席停止期間の数え方〉

【新型コロナウイルス感染症の場合】

「発症した日を0日とし、5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで」

- ・ 「症状軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せず解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることです。
- ・ 無症状の場合は、検体を採取した日を0日とします。
- ・ 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

〈例〉

5/17から登校可能

5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症						
			0日目	1日目		
			症状軽快			

5/19から登校可能

5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症								
						0日目	1日目	
						症状軽快		

【インフルエンザの場合】

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

〈例〉

12/7から登校可能

12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	
発症						
			0日目	1日目	2日目	
			解熱			

12/8から登校可能

12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		
発症							
				0日目	1日目	2日目	
				解熱			

- ・ ただし、医師が感染の恐れがないと認めたときは、この限りではありません。